

## 「男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務」委託事業者実施要領

### 1 事業の目的

八尾市男女共同参画センター「すみれ」における事業内容をはじめとする男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信につき、効果的に実施するため、当該業務を事業者へ委託する。

なお、委託事業者の選定において、情報発信等の分野で高い専門性を持ち、ノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、本業務を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式による提案審査を実施する。

### 2 提案に係る業務内容等

#### (1) 委託業務名

「男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務」

#### (2) 業務の概要

別添 「男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務」委託仕様書のとおり

#### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

金 990,000 円（消費税、地方消費税含む）

### 3 応募資格

下記の（1）から（7）までのすべての項目を満たしている者とする。

- (1) 過去に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と類似の業務契約の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- (4) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の規定に該当する者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

### 4 スケジュール

No.	内 容	期 限 等
1	申込期間	令和6年4月19日(金)～5月8日(水)17時必着
2	質問受付期間	令和6年4月19日(金)～4月24日(水)17時必着
3	質問の回答期限	令和6年4月30日(火)
4	プレゼンテーション実施要請通知	令和6年5月13日(月)
5	プレゼンテーション審査日	令和6年5月17日(金)

6	受託者選定結果を通知	令和6年5月24日(金)
7	契約の締結	令和6年6月1日(土)

## 5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問は、下記により受け付け、回答する。

### (1) 受付期間

令和6年4月19日(金)～4月24日(水)17時必着

### (2) 質問方法

質問書(様式4)を記入の上、電子メールにて提出することとし、電話や口頭による質問の受付は行わない。

なお、質問を行った場合は、受信確認のための電話連絡を行うものとする。

※件名は、「男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務」とし、本文には「事業者名、担当者名、電話番号」を明記してください。

### (3) 質問書提出先

E-mail: jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp (八尾市人権ふれあい部人権政策課宛)

### (4) 回答方法

令和6年4月30日(火)までに、本市ホームページ上に回答を掲載する。

## 6 参加申込書及び企画提案書等の提出

応募者は、下記により参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

### (1) 参加申込書等の提出

応募者は、下記の書類①～⑥を各1部提出すること。なお、「令和6年度八尾市競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)」に登録されている事業者は、※印の書類の提出は要しない。

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式1-1)
- ③ 事業者概要(様式2)
- ④ 納税証明書(その3の3)(写し可)※
- ⑤ 法人登記簿謄本(写し可)※
- ⑥ 印鑑証明書(写し可)※

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に関する①～②の書類を記載のとおり必要部数提出すること。

- ① 企画提案書(様式3) 1部
- ② 企画提案書(様式3-1～様式3-6) 原本1部+副本7部
  - ・企画提案書は定めた様式を使用し、作成すること。
  - ・企画提案書には、事業者名等の事業者が特定される内容は記入しないこと。
- ③ 提案概要書(自由様式) 原本1部+副本2部
  - ・提案概要書は、表紙を除いた5ページ以内とし、A4縦版であれば様式を問わない。
  - ・提案概要書には、企画提案書(様式3-2～様式3-5)の提案内容の概要を記載すること。
  - ・提案概要書には、事業者名等の事業者が特定される内容は記入しないこと。

(3) 申込期間

令和6年4月19日(金)～5月8日(水)17時必着

なお、開庁時間は8時45分～17時15分まで、土・日・祝日は休庁のため注意すること。

(4) 提出方法

上記(1)(2)の書類を、持参もしくは郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)により提出することとし、電子メール・FAXでの提出は不可とする。

また、郵送後は、翌日までに書類提出した旨の電話連絡を行うものとする。

(5) 提出先

八尾市人権ふれあい部人権政策課

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

(6) プレゼンテーション実施要請通知

令和6年5月13日(月)

(7) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ この要領で指定する様式、記載上の留意事項で示された条件に適合しないもの
- ウ 同一事業者から2件以上の提案があった場合
- エ 委託料上限額を超える経費見積金額が提案された場合
- オ 選考における配点合計点が60%に満たない場合
- カ 選考における配点が0点の項目が2項目以上ある場合
- キ 虚偽の内容が記載されている場合
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ケ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

(8) 注意事項

- ・企画提案書等作成のために生じた諸費用は、全て応募者の負担とする。
  - ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
  - ・提出書類は本件に係る受託候補者選定の選定目的にのみに使用し、他の目的には使用しない。
  - ・提出書類の著作権は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
  - ・応募者が4者以上ある場合は、(様式3-1)～(様式3-5)による「提案点」の事前書類審査を実施し、その評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
  - ・八尾市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、提出書類を対象文書として公開する場合がある。事業者の技術等の公開になじまない内容は、応募者の判断により企画提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案としても差し支えない。
  - ・応募者が1者の場合でも、選定基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行う。
  - ・選考の結果、合計点が同じ者が2者以上ある場合は、「A提案内容」の得点が高い者を「事業受託候補者」として選定し、その得点も同じ場合は、「C プレゼンテーション審査」の得点が高い者を「事業受託候補者」として選定する。
- なお、「C プレゼンテーション審査」も同じ場合は、選定委員の議決により「事業受託候補者」を

選定するものとする。

## 7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式5）を記入し、上記同様、持参か郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）で提出すること。

なお、参加辞退届を提出後は、いかなる理由があっても、本プロポーザルへの参加は認めない。

## 8 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定する。

### （1）プレゼンテーション審査方法

#### ①審査項目及び評価内容

別紙 「男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務」受託候補者選定基準表のとおりとし、100点満点で採点を行う。

#### ②日程・場所

日 程 令和6年5月17日（金）

場 所 八尾市役所本館6階 研修室

※開始時間は参加申請者によって異なるため、詳細は別途通知する。

#### ③実施方法

ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとする。

イ. プレゼンテーション開始前に10分間の準備時間を設けるものとする。

ウ. プレゼンテーションは1事業者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。

エ. 追加資料は認めない。

オ. 参加者は、1事業者あたり2名までとする。

### （2）プレゼンテーション審査結果

審査結果は、令和6年5月24日（金）に参加者全員に郵送で通知するとともに、本市のホームページ上で公表する。なお、審査内容や結果についての異議は認めない。

## 9 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結することとする。

また、仕様書は提案書の内容に基づくものとするが、受託候補者と本市との協議により最終決定するものとする。

## 10 問合せ先

八尾市人権ふれあい部人権政策課

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

TEL : 072-924-3830（直通）

FAX : 072-924-0175

E-mail : jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

別紙 「男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務」受託候補者選定基準表

	審査項目		配点
A 提案 内容	業務実績等	優れた類似業務実績があり、本事業に活かすことができるか。	25点
	業務執行体制及び組織体制	適切な人員の配置及び組織体制が作られているか。	10点
	課題把握、役割認識	本市における課題を把握し、受託者としての役割が認識されているか。	15点
	情報発信、広報活動	認知度向上に向けた取り組み、情報発信の工夫が示されており、適切な業務管理・スケジュール管理が提案されているか。	30点
B見積額	見積額	見積額が妥当かどうか。	10点
Cプレゼンテーション審査	業務に対する姿勢、意欲	企画提案に対しプレゼンテーションが適切に行われ、質疑に対する応答が明快かつ的確に答えられているか。	10点
<b>合計</b>			<b>100点</b>